**平成２４年（フ）第１１４号**
長崎県諫早市小船越町856番地４、前住所長崎県諫早市野中町471番地
債務者　西崎寿美子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第１１８号**
長崎県大村市植松３丁目804番地　市営植松アパートＦ棟304号、前住所長崎県大村市玖島３丁目571番地13春日ハイツＡ棟203
債務者　石田紗矢香
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第１２０号**
長崎県大村市赤佐古町123番地１　県営常磐アパートＡ１棟104号
債務者　川添不二子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第３３号**
鹿児島県南さつま市加世田高橋2159番地
債務者　栫　　鉄雄
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２４年（フ）第３７号**
鹿児島県指宿市開聞仙田1977番地１
債務者　池田　　修
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２４年（フ）第４１号**
鹿児島県指宿市開聞川尻5450番地７
債務者　丸山　治則
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２４年（フ）第４２号**
鹿児島県指宿市開聞川尻5450番地７
債務者　丸山　　太
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２４年（フ）第１２１号**
北海道苫小牧市明徳町３丁目20番17号
債務者　杉　　信広
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２４年（フ）第１２８号**
北海道苫小牧市日新町６丁目７番17号
債務者　坂本　秀正
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２４年（フ）第２６５号**
石川県野々市市藤平田１丁目397番地２フォーシャス202号室、行政区画等変更前の表示石川県石川郡野々市町藤平田１丁目58街区15番、従前の住所石川県白山市森島町あ29番地23
債務者　河合　一郎
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２６６号**
金沢市乙丸町甲224番地　はやし荘２号室
債務者　江守　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２６７号**
金沢市藤江北３丁目107番地３　メゾンメイト102号
債務者　倉重　仟藏
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２６８号**
金沢市藤江北３丁目107番地３　メゾンメイト102号
債務者　倉重比佐子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２６９号**
金沢市幸町21番12号
債務者　新保　俊江
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２７６号**
石川県野々市市本町６丁目14番43号　第２トキオビルＳ３－Ｂ、従前の住所金沢市横川５丁目105番地、従前々の住所石川県石川郡野々市町本町２丁目１番28号
債務者　大島　従章
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２７８号**
石川県白山市専福寺町72番地18、従前の住所石川県石川郡野々市町御経塚４丁目97番地の１
債務者　小野寺友世
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２８８号**
金沢市額谷３丁目58番地８、従前の住所金沢市西念１丁目13番21号
債務者　織田　晴美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所